

【新設】（通算制度の再申請）

2-39 法人が、次に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った後に、再度、通算承認を受けるために通算承認の申請を行う場合には、当該申請時において、それぞれ次に掲げる期間を経過している必要があることに留意する。

- (1) 法第 64 条の 10 第 1 項《通算制度の取りやめ等》の承認を受けたこと 当該承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から同日以後 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間
- (2) 同条第 6 項第 6 号に掲げる事実があったこと（株式等保有通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して当該事実が生じた場合を除く。） 当該通算承認の効力を失った日から同日以後 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間
- (3) 法第 127 条第 2 項《青色申告の承認の取消し》の規定による通知を受けたこと 当該通知を受けた日から同日以後 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間
- (Ⅱ) (2)に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った法人が当該通算承認の効力を失う直前における当該通算承認の効力を失った法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人以外の法第 64 条の 9 第 1 項《通算承認》に規定する親法人と通算承認を受けるために通算承認の申請を行う場合は、この限りでない。

【解説】

- 1 グループ通算制度の対象とならない法人（親法人又は子法人となれない法人）については、法人税法第 64 条の 9 第 1 項各号《通算承認》並びに法人税法施行令第 131 条の 11 第 1 項及び第 3 項《通算法人の範囲》においてそれぞれ掲げられているが、このうち、通算法人に一定の事由が生じた後一定期間を経過していない場合にそのことをもってこの対象とならない法人に該当するものとしては、次のものがある（法 64 の 9 ①）。
 - (1) グループ通算制度の取りやめの承認を受けた法人でその承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から同日以後 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない場合における当該法人（法 64 の 9 ①三）
 - (2) 青色申告の承認の取消し（法 127②）の規定による通知を受けた法人でその通知を受けた日から同日以後 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない場合における当該法人（法 64 の 9 ①四）
 - (3) 法人税法第 64 条の 10 第 6 項（第 6 号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人（株式等保有通算法人）の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）《通算制度の取りやめ等》の規定により通算承認の効力を失った法人（その効力を失う直前において同法第 64 条の 9 第 1 項に規定する親法人（以下「親法人」という。）による完全支配関係（同項に規定する政令で定める関係に限る。）があったものに限る。）でその効力を失った日から同日以後 5 年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していない場合における当該法人（法 64 の 9 ①十、令 131 の 11③一）

- 2 このとおり、上記1(1)から(3)までに定める事由が生じた法人のうちそれぞれに定める期間を経過していないものは、グループ通算制度を適用する親法人又は子法人になれないこととされていることから、この(1)から(3)までに定める事由に該当して通算承認の効力を失った法人が、再度、通算承認の申請を行おうとする場合でも、単に当該申請に係る申請書を提出する時点において通算承認の効力を失った日から5年が経過していたというだけでは、この(1)から(3)までに定める期間を経過していることにはならない。本通達の本文及び(1)から(3)までにおいて、このことを留意的に明らかにしている。
- 3 ただし、本通達の(2)に掲げる事由により通算承認の効力を失った法人がその効力を失う直前に当該法人の通算親法人であった法人以外の親法人と再度、通算承認を受けるために通算承認の申請を行う場合には、グループ通算通達2-38《通算承認の失効後5年経過前に通算子法人となる法人》の【解説】でも述べたとおり、本通達の(2)に掲げる期間を経過している必要はない。本通達の注書において、このことを明らかにしている。
- 4 ところで、上記1(1)から(3)までの各規定とは別に、通算承認の申請に係る却下事由の一つとして、「その申請を行っている法人に通算予定法人（注：通算親法人又は通算子法人になれる法人）以外の法人が含まれていること」が掲げられている（法64の9③二）。つまり、上記1(1)から(3)までにそれぞれ定められている期間を経過していない法人はこの「通算予定法人以外の法人」に該当し、同一グループ内にこの「通算予定法人以外の法人」がいる場合にこの「通算予定法人以外の法人」も含めて通算承認の申請を行っても、この却下事由に該当してその申請は却下されることとなるのであるから、その点にも併せて留意が必要である。
- 5 なお、本通達は、連結納税制度における対象法人（親法人又は子法人となれる法人）の範囲と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法第4条の2《連結納税義務者》及び旧法人税法施行令第14条の6《連結法人の範囲》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達1-3-7《連結納税の再申請》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。